

令和3年度 健全育成委員会主催 第5回オンライン講演会（概要）

- 日時 : 令和4年2月27日（日）14時～16時
テーマ : 「ネットの危険から子どもたちを守るためには」
～加害者にしないために大人としてできること～
講師 : NPO 法人 e-Lunch（イーランチ）
理事長 松田直子 氏
参加者 : 51名（役員・理事・委員会メンバー含む）

本講演での重要ポイントを赤字で記載しています。

講演概要：

- 子供の成長 → 保護者の見守りのゴールと一緒に
[自律期]
・道徳心 ※スマホ時代の子育てのゴールは？
[他律期]
・判断力とは：道徳心を養い、犯罪の匂いをかぎ分けて人の道を外れないようにする力
・ルール
・安全設定
○保護者の見守り → 子供の成長のゴールと一緒に
→ 子供が成長するための土台

ポイント：身につけさせたいことは・・・ネットもリアルも同じ

- ・人に迷惑をかけない（周りの人を大切にする）
- ・自分のことは自分で守る（自分を大切にする）

青少年のスマートフォン所有状況が高校生ではほぼ100%のためインターネットが増加している

例) 不適切情報の発信による炎上/ネット依存/ネットいじめ

→特に多くの子供に関係している日常的な問題！！

その他、著作権問題/SNS等の出会い/高額課金/不適切サイトの閲覧/不正アプリのインストール

ポイント：知りたいことを検索

子供が口にした親の知らない用語があったら、親も検索し、正しく情報を得ること

※留意すべき点：本当かウソかを見極める

- ・誰が出した情報？（その人は専門家？）
- ・どのサイトに出ていた？（公的機関？）
- ・いつ書かれた？（すでに訂正されていない？）
- ・他の情報と比べると？

→本当かウソか確かめずに広げてはいけない。

☆No Heart No SNS☆ = SNSはハートをつなげるもの

いじめには被害者と加害者が存在します！

●お子さんを加害者にしないために・・・

- 遊びのつもりで誰かを傷つける事・・・犯罪行為です！！
 - インターネットに匿名は無い！！
 - 発信者は特定可能→プロバイダ責任制限法（足跡をたどることで端末は特定できる）
 - 名誉棄損罪/侮辱罪/プライバシー侵害/損害賠償を請求される可能性もある
- ⇒加害者としての過去が（名前で）残り続ける

↓

- 将来へも影響：受験や就職、結婚への妨げになる

《対応》

- ・具体的に事実確認をする
- ・いじめがいかにか悪いことを理解できるまで話し合いを重ねる
- ・被害者へ深く謝罪する
- ・家庭内の環境を見直してみる
- ・注意深く日常生活を見守る

子供が悩んでいるときに相談しやすい親子関係を日頃から作りましょう！！

↓

●道徳観・正義感を育てるために

- ① 生活体験・・・日常生活で触れるべき体験をさせる
- ② お手伝い・・・家庭の中での役割を与え、家族の役に立つ経験をさせる
- ③ 自然体験・・・自然に触れたり変わりゆく景色などを感じる

○書き込む前に考えましょう！！

- 攻撃的な表現になっていないか？相手はどう思うか？書いた自分はどうなるか？
 - シェア・リツイートなどの再投稿も同罪の罪になる危険性があります！
 - SNSの上手な使い方
 - ・「文字」や「スタンプ」で伝えると気持ちが伝わりにくい＝誤解や勘違いが生まれやすい
→相手の立場を想像しよう！
 - ・絵だけでなく、ガンバレ！と書いてあるスタンプなどは気持ちが伝わりやすい
- 例) 頭が痛いな…学校行きたくないな…
→頭痛にはこの薬が効くんだーとか、気合いを入れてがんばるぞーとか。
ポジティブに変換してみる

●友達と一緒に撮った写真をSNSに投稿するときは全員の許可を取りましょう

- ・肖像権・プライバシー権の侵害で法律違反になる場合もあります…注意！！

友達だけに送ったつもりが…

自分の手を離れた情報はどこでどう広がるかわからない。スマホの初期設定で撮影するとGPS機能の設定で、自宅や居場所がわかってしまうかもしれません。



- ・犯罪者は街で声をかけるよりもずっと効率的に出会える場としてSNSを使っている
- ・SNSを通じた出会いからの被害が増加している

※友達の友達は「知っている人」ではない。万が一SNSで知り合った人に会う場合は、交番前などの待ち合わせ場所にして挙動不審ではないか、など見極める間を作る。

●バイト中の不適切動画などについて

- ・ツイッターなど軽い気持ちで投稿した場合でも、損害賠償に発展していく危険性がある。炎上すればネット上に拡散され何年経っても消えずに世界に広がる危険もある

- ・永遠に消えない覚悟をして投稿することが大切

投稿しようとしている写真やメッセージは家の玄関に貼りだせますか？

⇒投稿するときに、自宅の玄関を思い出してみましょう！

- ・親が子供のネット利用状況を把握することも大切

※青少年インターネット環境整備法

- ・保護者が子供を守るために…
- ・フィルタリング等によりネット環境を適切に管理
- ・ネットの活用能力の促進
- ・「18歳未満」を携帯会社に伝える

●スマホのワンクリック詐欺⇒消費者ホットライン 188（全国共通）

万が一ワンクリック詐欺にあってしまったら>>>

キャンセル・発信しか選べなくなり戻れない・・・



- ・ブラウザの表示から請求画面を消す。

- ・タブの削除、閲覧履歴の消去

とにかく無視する。そして、不安になったら慌てずに相談 188 へ

●SNSの被害にあったと感じた時は・・・

- ・神奈川県 いじめ相談>>検索
- ・セーファー インターネット協会>>検索
- ・違法有害情報相談センター>>検索

以上